

公益財団法人地球環境戦略研究機関
理事(常勤)候補者の公募について

1. 公募する候補者の役職

理事(常勤) 1名(専務理事候補者)

2. 任期

理事に選任された日(2026年9月の定時評議員会を予定)から2028年度の定時評議員会終結時まで(再任可)

3. 職務内容

別紙の職務内容書をご参照ください。

4. 応募方法

(1) 公募期間: 2026年7月17日～2026年7月31日

(2) 応募書類: 別紙の職務内容書をご覧ください、以下①から③までの書類を(3)の提出先へ E-mail にて送付願います。(応募書類に記載された個人情報は、選考及び連絡の目的以外に使用いたしません。)

① 履歴書(顔写真を添付してください)、②自己アピール文書(自らが公募ポストに適任であると考え理由、就任後の抱負等を記述してください。A4版で2枚以内、2,000字程度)及び③別紙職務内容書の「5. の必要な資格・経験等」に掲げられた項目のうち、持続可能な開発への理解(持続可能な開発に関わる研究の経験を含む)又は組織運営上の経験(海外の大学及び研究所等での経営の経験を含む)に関し、それぞれ該当するものについて内容がわかる資料や論文等

(3) 応募書類の提出先及び問い合わせ先:

公益財団法人地球環境戦略研究機関 戦略マネジメントオフィス
原淳子宛 E-mail: hara@iges.or.jp

5. 選考方法

当財団理事長が委嘱する学識経験者による委員で構成される選考委員会において候補者を選考し、評議員会において選任します。

(1) 一次選考(書類選考)

(2) 二次選考(面接審査)

(3) 選考委員会の選考を経て評議員会にて選任

(4) (専務理事の場合)評議員会にて選任後、理事会において互選により決定。

別 紙

職務内容書

1. 法人名 公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)

2. 設立 1998 年 3 月 31 日

3. 法人の概要

公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)は、1998 年に日本政府のイニシアティブと神奈川県支援により設立され、2012 年 4 月からは公益財団法人に移行しました。

IGES は「地球環境戦略研究機関設立憲章」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究(戦略研究)を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とした実践的な政策研究を行っています。職員は多様な国籍・専門を有する者から構成されており、約 3 割が外国籍です。

組織概要及び事業の詳細については、当財団のウェブサイト(<https://www.iges.or.jp/jp>)を参照してください。

4. 職務内容

- ・ IGES が実施する戦略研究等の企画立案、事業の運営及び運営の改善等に専ら従事し、IGES の社会的評価を向上させる。
- ・ 理事会に参画し、業務に関する重要な事項を決議し執行する。

5. 必要な資格・経験等

(1) 法的知識及び社会経験

法人の業務執行に関する決定を行うために必要なレベルの知識、経験

(2) 持続可能な開発(サステナビリティ)への理解

研究活動の適切性や方向性を判断するために必要なレベルの知見及び IGES が実施する戦略研究への理解、特にサステナビリティに関わる研究の経験があればなお望ましい

(3) 組織運営上の経験

組織運営に携わった経験があること。特に海外の大学・研究所等での経営の経験があればなお望ましい

(4) その他

常勤理事は日本語及び英語の両方で業務執行できることが望ましい。

6. 勤務条件

(1) 勤務地: 公益財団法人地球環境戦略研究機関本部(神奈川県三浦郡葉山町上

(2)勤務形態:

役員であることから勤務時間等の定めはありませんが、月曜日から金曜日まで9時30分から18時00分までの勤務を原則とします。

(3)報酬:

「評議員及び役員報酬等規定」による(IGES ウェブサイト
<https://www.iges.or.jp/jp/about/disclosure> 参照)

7. 要件

<法的要件>

- ・ 法人の評議員、監事又は使用人ではないこと
- ・ 任期中理事会に毎回出席が可能な方

<法的知識及び社会経験>

- ・ 法人の業務執行に関する決定を行うために必要な知識・経験

<持続可能な開発への理解>

- ・ 研究活動の適切性や方向性を判断するために必要な知見及び IGES が実施する戦略研究への理解

<組織運営上の経験>

- ・ 組織運営に携わった経験があること

8. 欠格事由

以下に該当する場合、役員となることができません。

<一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)>
第 65 条第一(役員の資格等)関係>

- ・ 会社法・破産法等の規定の罪で刑の執行後 2 年を経過していない
- ・ 前記以外の法律に違反し、禁錮以上の刑に処せられている
- ・ 成年被後見人もしくは被保佐人

<公益財団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 6 条第一(欠格事由)関係>

- ・ 「刑法」「税法」など罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない
- ・ 「禁錮以上の刑」に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する「暴力団員」又は「暴力団員」でなくなった日から5年を経過しない